

居宅介護・訪問介護・日常生活自立支援事業編

※開設中に災害が発生した場合

生活相談員自身の身を守り、利用者の安全を図ること。

○避難が可能な場合

- *利用者を避難所に誘導する。(避難が危険なときは、無理をせず留まることを選択する)
- *避難の際は、二次災害防止のため、避難経路が安全であることを確認・判断する。
(通常示されている避難経路が安全ではないときは、別のルートを選択する)
- *利用者の家族等に電話等可能な手段により安否を連絡する。
- *利用者の不安に寄り添い、安全を確保し、家族等の迎えを待つ。
- *家族等が避難所に来られない場合は、必要な対応を行う。
- *緊急車両の通行を妨げるなどの混乱を避けるため、避難に車の使用を控える。
(被災状況や、地域の実情に合わせて選択する。)
- *利用者を避難させた後、自身の安否について必要な連絡を行う。

○避難が不可能な場合

- *災害により落下しそうな物がある、転倒しそうな家具があるなど、危険な状況が確認された場合は、危険を回避するため障害物の除去等を行い、利用者の安全を確保する。
(困難な場合は無理をしない)
- *地域・近隣や関係機関(指定避難所や災害対策本部等)などに利用者が施設にいることを伝え、救助を要請する。
- *利用者の不安に寄り添い、安全を確保し、家族等の迎えを待つ。
- *生活相談員は社協本部(事務局)や運営主体へ報告する。なお、状況に応じて翌日以降安全確認して連絡する。
- *利用者の安全を確保したうえで、自身の安否について家族等に必要な連絡を行う。

■業務対応(運営主体の役割)

- ・身の安全の確保
- ・生活相談員との連絡(利用者の安否確認)、報告を受けての家族等への説明・対応
- ・被害状況の確認
- ・施設の被害状況の確認
- ・必要な資機材、人員等の手配
- ・社協本部への連絡(報告)
- ・利用者の状況確認、家族等との連絡が不可能な場合は生活相談員へ必要な指示をする。
- ・事業継続の判断